

# 児童手当制度拡充のご案内

令和6年10月(12月支給分)から児童手当の制度が変わります

## 1 高校生年代までに支給期間が延長

改正前(現行)	【改正後】
15歳年度末 (中学校卒業月)まで	18歳年度末 (高校卒業月)まで

## 2 所得制限が撤廃

改正前(現行)	【改正後】
所得制限あり	所得制限なし

## 3 第3子以降の支給額が増額

改正前(現行)	【改正後】
高校生年代のお子さんから年齢順に数え、小学生以下のお子さんが3人目以降となる場合、多子加算が適用 3人目以降1人につき 15,000円	令和6年度中に19歳から22歳になるお子さんから年齢順に数え、高校生年代以下のお子さんが3人目以降となる場合、多子加算が適用 3人目以降1人につき 30,000円

## 4 支給回数の変更

改正前(現行)	【改正後】
年3回支給 6,10,2月 4か月分ずつ支給	年6回支給 6,8,10 12,2,4月 2か月分ずつ支給

## ●制度改正後の支給月額

	3歳未満	3歳以上18歳 年度末まで
第1子,第2子	1人につき月額15,000円	1人につき月額10,000円
第3子以降	1人につき月額30,000円 令和6年度中に19歳から22歳になるお子さんから順に数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合、月額30,000円となります。	